

**平成24年度  
山口県介護支援専門員協会  
代議員総会**

**日時：平成24年5月26日（土）**

**午後1時から午後2時まで**

**場所：山口県セミナーパーク 社会福祉研修室**



# も く じ

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 総会次第                     | 2  |
| 報告事項                     | 3  |
| 平成23年度補正予算について           |    |
| 細則変更について                 |    |
| 会費の値上げについて               |    |
| 上程議案                     | 9  |
| 第1号議案 平成23年度事業報告について     |    |
| 第2号議案 平成23年度決算報告について     |    |
| 第3号議案 役員改選について           |    |
| 第4号議案 平成24年度事業計画(案)について  |    |
| 第5号議案 平成24年度収支予算(案)について  |    |
| 第6号議案 会則変更について           |    |
| 会則・細則                    | 34 |
| 各地域協(議)会連絡先名簿            | 41 |
| 日本介護支援専門員協会 介護支援専門員 倫理綱領 | 42 |

# 総 会 次 第

## 1 開会

## 2 報告事項

- (1)平成23年度補正予算について
- (2)細則変更について
- (3)会費の値上げについて

## 3 上程議案

- 第1号議案 平成23年度事業報告について
- 第2号議案 平成23年度決算報告について
- 第3号議案 役員改選について
- 第4号議案 平成24年度事業計画(案)について
- 第5号議案 平成24年度収支予算(案)について
- 第6号議案 会則変更について

## 4 閉会

# 報 告 事 項

- (1) 平成23年度補正予算について
- (2) 細則変更について
- (3) 会費の値上げについて

上記について、理事会をもって承認したことを報告する。



平成23年度 収支補正予算(案)  
山口県介護支援専門員協会

自 平成23年4月 1日

至 平成24年1月31日

(単位：千円)

収入の部

| 科 目  |          | 当初予算額  | 今回補正額   | 補正後予算額 | 摘 要   |
|------|----------|--------|---------|--------|---|
| 款・項  | 目        |        |         |        |   |
| 1    | 会費収入     | 10,700 | △ 1,234 | 9,466  |   |
|      | 1 会費収入   | 10,700 | △ 1,234 | 9,466  | 会員@2,000円×1,327人<br>日本協会会費@5,000円×1,330人<br>日本協会入会金@1,000円×177人 |
| 2    | 受託金収入    | 1,645  | 0       | 1,645  |   |
|      | 1 受託金収入  | 1,645  | 0       | 1,645  | 現任研修に係る業務1,645,000円（山口県より）                                      |
| 3    | 助成金収入    | 413    | 305     | 718    |   |
|      | 1 助成金収入  | 413    | 305     | 718    | 会員名簿取扱に係る業務（日本介専協より）<br>中国ブロック会議申請費                             |
| 4    | 寄付金収入    | 1      | 0       | 1      |   |
|      | 1 寄付金収入  | 1      | 0       | 1      |   |
| 5    | 事業収入     | 9,400  | △ 3,531 | 5,869  |   |
|      | 1 事業収入   | 9,400  | △ 3,531 | 5,869  | 各種研修参加費、広告掲載料   |
| 6    | 雑収入      | 1      | 86      | 87     |   |
|      | 1 雑収入    | 1      | 86      | 87     | 預金利息等   |
|      | 当期収入合計   | 22,160 | △ 4,374 | 17,786 |   |
|      | 前年度繰越金収入 | 1,844  | 0       | 1,844  | 前年度繰越金  |
| 収入合計 |          | 24,004 | △ 4,374 | 19,630 |   |

支出の部

(単位：千円)

| 科 目  |         | 当初予算額  | 今回補正額   | 補正後予算額 | 摘 要   |
|------|---------|--------|---------|--------|---|
| 款・項  | 目       |        |         |        |   |
| 1    | 運営費     | 2,225  | △ 975   | 1,250  |   |
|      | 1 会議費   | 1,255  | △ 523   | 732    | 常任理事会 116<br>理事会 207<br>監査 9<br>総会 54<br>部会運営費 110<br>(総務組織・広報事業・調査研究<br>・生涯研修・公益事業)<br>各地域代表者会議 41<br>中国ブロック会議 195   |
|      | 2 旅費    | 270    | △ 12    | 258    | 役職員旅費 258   |
|      | 3 事務費   | 700    | △ 440   | 260    | 役務費、需用費 260   |
| 2    | 事業費     | 11,049 | △ 2,964 | 8,085  |   |
|      | 1 調査広報費 | 1,333  | △ 666   | 667    | ホムページ管理 455<br>介護支援専門員連絡協議会<br>たより 194<br>調査研究 18   |
|      | 2 研修費   | 9,283  | △ 2,275 | 7,008  | 第8回ケアマネジメント研究大会 2,278<br>実務従事者基礎研修 2,435<br>(新)実務従事者事務研修 339<br>スーパービジョン研修会 445<br>(新)精神疾患の基礎知識と支援 359<br>(新)CM模擬試験 380<br>(新)対人援助技術研修 429<br>(新)施設従事者向け研修 52<br>メンタルヘルス研修会 94<br>(新)居宅管理者研修 167<br>介護支援専門員試験事前講習会 30 |
|      | 3 福祉増進費 | 120    | △ 20    | 100    | 100   |
|      | 4 活動助成費 | 313    | △ 3     | 310    | 地域協議会活動助成 310   |
| 3    | 負担金     | 10,725 | △ 888   | 9,837  |   |
|      | 1 負担金   | 10,725 | △ 888   | 9,837  | 事務委託金 2,880<br>共益費 100<br>日本介護支援専門員協会入会金 172<br>日本介護支援専門員協会年会費 6,640<br>山口県介護保険関係団体連絡協議<br>会会費 30<br>山口県社会福祉協議会会費 15  |
| 4    | 予備費     | 5      | 453     | 458    |   |
|      | 1 予備費   | 5      | 453     | 458    |   |
| 支出合計 |         | 24,004 | △ 4,374 | 19,630 |   |



山口県介護支援専門員協会 細則改正 対照表

| 改正後   |  | 改正前             |  |
|---|--|-----------------|--|
| 第1条～第10条<br>(略)   |  | 第1条～第10条<br>(略) |  |
| <p>(定員)</p> <p>第6章 旅費の支給</p> <p>第11条 本会の旅費については以下のとおりとする。</p> |  |                 |  |
| 交通費   | 1キロメートルにつき20円の車賃を支給する。<br>ただし、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとし、また、同乗の場合は同乗した者の旅費は支給しないこととする。 |                 |  |
| 旅行雑費  | 県外   | 2,400円          |  |
|   | 県内   | なし              |  |
| 宿泊費   | 県外   | 10,900円         |  |
|   | 県内   | 9,800円          |  |



# 上 程 議 案

## 第 1 号議案 平成 2 3 年度事業報告について

(提案理由)

会則第18条第2号に基づき、平成23年度 事業報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成23年度事業報告

11ページ

## 第 2 号議案 平成 2 3 年度決算報告について

(提案理由)

会則第18条第3号に基づき、平成23年度 決算報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成23年度決算報告

22ページ

## 第 3 号議案 役員改選について

(提案理由)

会則第11条第1項に基づき、役員を選出について御承認願いたい。

## **第4号議案 平成24年度事業計画（案）について**

（提案理由）

会則第18条第2号に基づき、平成24年度 事業計画(案)を作成したので、御承認願いたい。

（提案内容）

平成24年度事業計画（案）

27ページ

## **第5号議案 平成24年度収支予算（案）について**

（提案理由）

会則第18条第1項第3号に基づき、平成24年度 収支予算(案)を作成したので、御承認願いたい。

（提案内容）

平成24年度収支予算(案)

31ページ

## **第6号議案 会則変更について**

（提案理由）

会則第18条第1項第1号に基づき、会則の変更について御承認願いたい。

（提案内容）

山口県介護支援専門員協会 会則改正 対照表

33ページ

# 平成23年度 山口県介護支援専門員協会 事業報告書

## I 組織体制

1 会員の状況 1,332人（平成24年3月31日現在）

（内訳）

|         |      |       |      |       |      |
|---------|------|-------|------|-------|------|
| ・岩国市    | 180人 | ・柳井広域 | 97人  | ・周防大島 | 32人  |
| ・周南市    | 129人 | ・下松市  | 89人  | ・光市   | 59人  |
| ・防府市    | 53人  | ・山口市  | 107人 | ・宇部市  | 107人 |
| ・山陽小野田市 | 56人  | ・美祢市  | 60人  | ・下関市  | 224人 |
| ・長門地域   | 20人  | ・萩広域  | 119人 |       |      |

2 日本介護支援専門員協会への入会状況

平成23年度会員数 1,332人（平成24年3月31日現在）

（内訳）

平成23年度新規入会者数 181人

平成22年度からの継続会員数 1,151人（平成22年度会員数 1,377人）

## II 研修に関する事業

1 ケアマネジメント研究大会及び平成23年度日本介護支援専門員協会・中国ブロック研修会の開催（日本介護支援専門員協会主催・島根県介護支援専門員協会・広島県介護支援専門員協会との共催）

期 日 平成24年1月21日（土）22日（日）

場 所 下関生涯学習プラザ（DREAMSHIP）

海のホール（大ホール）、風のホール（小ホール）

参加者 339名（会員221名、非会員48名、学生17名）（公開講座53名）

内 容 基調講演

基調講演「法改正の動向について」

厚生労働省老健局振興課課長補佐 菊池芳久

シンポジウム

「法改正の動向を踏まえた医療・地域との連携のあり方について」

シンポジスト

日本介護支援専門員協会 常任理事 柴口里則

NPO法人広島県介護支援専門員協会 理事長 荒木和美

NPO法人島根県介護支援専門員協会 理事長 日野徹

山口県介護支援専門員協会 会長 大久保千絵

コーディネーター

山口大学大学院医学系研究科 教授 山根俊恵

助言者

厚生労働省老健局振興課課長補佐 菊池芳久

講演会

「地域活性化の決め手はこれだ！『ご近所の底力・取材活動から』」

講師

フリーアナウンサー 堀尾正明

## 2 平成23年度介護支援専門員実務従事者基礎研修の開催

- 期 日 平成23年8月10日(水)、25日(木)  
9月7日(水)、20日(火)  
10月5日(水)、20日(木)
- 場 所 山口県セミナーパーク講堂  
山口県総合保健会館 2階 第1研修室  
山口県セミナーパーク 研修室102号、103号
- 参加者 79名(修了者73名)
- 内 容 1日目(8月10日) 講習  
講義「ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理」  
大久保千絵(片倉温泉居宅介護支援事業所 管理者)
- 2日目(8月25日) 講習  
講義「意見交換とネットワーク作り」  
講義「ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方」  
橋 康 彦(山口市中央地域包括支援センター 管理者)
- 3日目(9月7日) 4日目(9月20日)  
5日目(10月5日) 6日目(10月20日) 講習  
講義「ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方」  
演習「ケアマネジメント点検演習」  
「ケアマネジメント演習講評」  
松谷 法 史(特別養護老人ホームはまゆう苑 主任生活相談員)  
田村 則 子(松寿苑指定居宅介護支援事業所 管理者)  
佐々木啓太(コミュニティケア防府福祉相談室 管理者)  
高井佳代子(なぎの木在宅ケアセンター 管理者)

### <講師事前打合せ>

#### 【第1回】

- 期 日 平成23年4月26日(火)  
場 所 山口県社会福祉会館 第4会議室  
出席者 8名

#### 【第2回】

- 期 日 平成23年5月13日(金)  
場 所 山口県社会福祉協議会 ボランティア活動器材室  
出席者 7名

#### 【第3回】

- 期 日 平成23年7月23日(土)  
場 所 山口県社会福祉協議会 福祉人材・研修部  
出席者 4名

## 3 スーパーバイザー養成研修(基礎編)の開催

- 期 日 平成23年6月4日(土) 7月2日(土) 8月6日(土)  
9月3日(土) 10月1日(土)
- 場 所 山口県教育会館
- 参加者 23名
- 講 師 財団法人福岡県社会保険医療協会 大牟田天領病院  
ケアプランセンター 介護支援専門員 梅田真嗣

## 4 実務事務研修の開催

- 期 日 平成23年5月14日(土) 5月15日(日)

場 所 山口県教育会館（1日目） 山口県社会福祉会館（2日目）  
参 加 者 135名  
講 師 医療法人聖仁会 オーク介護支援センター  
管理者 鷺見よしみ

5 精神疾患の正しい理解と利用者支援を考える研修会の開催

期 日 平成23年7月24日（日）8月21日（日）  
場 所 山口県教育会館  
参 加 者 103名  
講 師 山口大学大学院 医学系研究科 教授 山根俊恵

6 『介護支援専門員実務研修受講試験』受験対策全国模擬試験の開催

期 日 平成23年9月3日（土）  
場 所 山口県セミナーパーク  
参 加 者 67名

7 相談支援の展開に効果的な対人援助技術研修会の開催

期 日 平成23年10月29日（土）  
場 所 山口県社会福祉会館 大ホール  
参 加 者 66名  
講 師 対人援助スキルアップ研修所所長 佐藤ちよみ

8 施設介護支援専門員研修会の開催

期 日 平成23年10月30日（日）  
場 所 山口県社会福祉会館 大ホール  
参 加 者 57名  
講 師 対人援助スキルアップ研修所所長 佐藤ちよみ

9 『コミュニケーション力向上とストレスケア』研修会の開催

期 日 平成23年11月12日（土）  
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室  
参 加 者 45名  
講 師 山口短期大学 児童教育学科 准教授 佐藤嘉倫

10 『居宅介護支援事業所 管理者研修会』の開催

期 日 平成23年11月26日（土）12月3日（土）  
場 所 山口県セミナーパーク 研修室103号  
参 加 者 64名  
講 師 社団法人京都府介護支援専門員会 事務局長 吉良厚子  
山口短期大学 児童教育学科 准教授 佐藤嘉倫

### III 調査・研究に関する事業

1 「介護支援専門員の「質」についての意識調査」

介護支援専門員からの「質」をサービス提供事業者側からの視点で検証することとし、サービス提供事業所に対し、「介護の質に関する」アンケート調査を行い、集計した結果を報告として、平成23年度山口県介護保険研究大会、第8回山口県ケアマネジメント研究大会と日本介護支援専門員協会第3回中国ブロック研修会にて発表した。

### IV 広報・情報提供

1 山口県介護支援専門員協会ホームページの運営

山口県介護支援専門員協会のホームページを運用。会員専用ページ（CastGX）を作成し、

メールなどによる情報提供等を実施。

山口県介護支援専門員協会ホームページ（会員外でも閲覧が可能）

<http://www.y-cma.jp/>

会員専用ページ（CastGX）

<https://www.castgx.net/y-cma/>

社会資源の情報提供を実施。

## 2 山口県介護支援専門員協会だよりの発行

第1号 平成23年9月1日発行

第2号 平成24年3月5日発行

## V 関係機関・団体との協働連携

### 1 会長、副会長等が関係機関団体の各種委員会の委嘱を受け、会議等に出席した。

- ① 山口県高齢者保健福祉推進会議  
（平成22年4月1日～平成25年3月31日）： 大久保千絵会長
- ② 山口県医療審議会  
（平成22年10月1日～平成24年9月30日）： 大久保千絵会長
- ③ 山口県訪問看護推進協議会  
（平成22年11月1日～平成24年3月31日）： 大久保千絵会長
- ④ 山口県介護保険研究大会 実行委員会  
（平成22年4月1日～平成24年3月31日）： 藤本邦和理事
- ⑤ 山口県福祉人材・研修センター運営委員会  
（平成23年4月1日～平成25年3月31日）： 大久保千絵会長
- ⑥ 山口市すこやか長寿対策審議会  
（平成22年4月1日～平成24年3月31日）： 松永俊夫顧問
- ⑦ 山口県社会福祉協議会評議員会  
（平成23年5月1日～平成25年4月30日）： 大久保千絵会長
- ⑧ 福祉サービス等調整計画検討委員会  
（平成23年4月1日～平成25年3月31日）： 橘康彦副会長
- ⑨ 日本介護支援専門員協会居宅介護支援事業所部会  
（平成23年4月1日～平成25年3月31日）： 大久保千絵会長
- ⑩ 日本ケアマネジメント学会第11回研究大会実行委員会  
（平成22年11月1日～平成24年7月15日）： 山根俊恵顧問
- ⑪ 山口県高齢者安心・安全訪問ネットワーク  
（平成23年5月23日（月））： 大久保千絵会長
- ⑫ 平成23年度山口県介護保険関係団体連絡協議会役員会・総会  
（平成23年5月10日（火））： 大久保千絵会長
- ⑬ 第28回介護保険対策委員会・関係者合同会議  
（平成23年12月1日（木））： 大久保千絵会長
- ⑭ 山口県地域生活定着支援センター連絡会議  
（平成23年7月25日（月）、平成24年2月14日（火））： 大久保千絵会長
- ⑮ 山口県福祉人材・研修センター運営委員会  
（平成23年11月18日（金））： 佐々木啓太理事
- ⑯ 平成23年度山口県介護保険関係団体情報交換会  
（平成24年2月21日（火））： 大久保千絵会長

### 2 関係機関の各種研修会等にて、来賓、講師等として参加

- ① 平成23年度「福祉のしごと」就職フェア  
（平成23年8月13日（土））： 大久保千絵会長

### 3 各地域連絡協議会会議等への参加

- ① 周南市総会研修会



期 日 平成23年4月27日(水)  
会 場 周南市徳山保健センター 1階検診ホール  
参 加 者 58名  
講 師 大久保千絵会長

② 柳井広域介護支援専門員連絡協議会 平成23年度第1回研修会

期 日 平成23年4月20日(水)  
会 場 柳井総合庁舎 2階会議室  
参 加 者 45名  
講 師 大久保千絵会長

4 日本介護支援専門員協会諸会議等への参加

①日本介護支援専門員協会会議への参加

【第3回定時社員総会】

期 日 平成23年6月26日(日)  
場 所 東京 都市センターホテル  
出 席 者 大久保千絵会長  
松谷法史副会長  
橘康彦副会長(中国ブロック選出理事)  
岩神亜紀理事  
服部恭弥理事(選挙管理委員会)

【第2回選挙管理委員会】

期 日 平成23年5月11日(水)  
場 所 東京 一般社団法人日本介護支援専門員協会 会議室A  
出 席 者 服部恭弥理事(選挙管理委員会)

【第3回選挙管理委員会】

期 日 平成23年6月6日(月)  
場 所 東京 一般社団法人日本介護支援専門員協会 会議室A  
出 席 者 服部恭弥理事(選挙管理委員会)

【第4回選挙管理委員会】

期 日 平成23年6月25日(土)  
場 所 東京 一般社団法人日本介護支援専門員協会 会議室A  
出 席 者 服部恭弥理事(選挙管理委員会)

【第5回選挙管理委員会】

期 日 平成23年10月28日(金)  
場 所 東京 一般社団法人日本介護支援専門員協会 会議室A  
出 席 者 服部恭弥理事(選挙管理委員会)

【第2回理事会】

期 日 平成23年6月26日(日)  
場 所 東京 都市センターホテル  
出 席 者 橘康彦副会長(中国ブロック選出理事)

【第3回理事会】

期 日 平成23年9月2日(金)  
場 所 東京 大手町サンスカイルーム  
出 席 者 橘康彦副会長(中国ブロック選出理事)

【第4回理事会】

期 日 平成23年12月2日(金)

場 所 東京 大手町サンスカイルーム  
出席者 橘康彦副会長（中国ブロック選出理事）

【第5回理事会】

期 日 平成24年3月2日（金）  
場 所 東京 大手町サンスカイルーム  
出席者 橘康彦副会長（中国ブロック選出理事）

【第1回支部長会議】

期 日 平成23年8月5日（金）  
場 所 東京 主婦会館プラザエフ 9階 スズラン  
出席者 大久保千絵会長

【第2回支部長会議】

期 日 平成23年11月18日（金）  
場 所 東京 コンベンションホールAP 浜松町 A会議室  
出席者 大久保千絵会長

【第2回「居宅介護支援事業所部会」】

期 日 平成23年12月11日（日）  
場 所 東京 一般社団法人日本介護支援専門員協会 会議室A  
出席者 大久保千絵会長

【第3回「居宅介護支援事業所部会」】

期 日 平成24年3月4日（日）  
場 所 東京 一般社団法人日本介護支援専門員協会 会議室A  
出席者 大久保千絵会長

【第1回事務局長会議】

期 日 平成23年4月8日（金）  
場 所 東京 ラーニングスクエア新橋 6階 6BC会議室  
出席者 大久保千絵会長、事務局職員

②厚生労働省事業への参加

【平成23年度 介護支援専門員研修改善事業 第1回ワーキンググループ】

期 日 平成23年8月31日（水）  
場 所 東京 東京国際フォーラム  
出席者 橘康彦副会長（ワーキンググループ委員）

【平成23年度 介護支援専門員研修改善事業 第2回ワーキンググループ】

期 日 平成23年9月25日（日）  
場 所 東京 東京国際フォーラム  
出席者 橘康彦副会長（ワーキンググループ委員）

【平成23年度 介護支援専門員研修改善事業 第3回ワーキンググループ】

期 日 平成23年11月24日（木）  
場 所 東京 東京国際フォーラム  
出席者 橘康彦副会長（ワーキンググループ委員）

【平成23年度 介護支援専門員研修改善事業 第4回ワーキンググループ】

期 日 平成23年12月11日（日）  
場 所 東京 東京国際フォーラム  
出席者 橘康彦副会長（ワーキンググループ委員）

【平成23年度 介護支援専門員研修改善事業 第5回ワーキンググループ】

期 日 平成24年1月15日（日）  
場 所 東京 東京国際フォーラム

- 出席者 橘康彦副会長（ワーキンググループ委員）
- 【平成23年度 介護支援専門員研修改善事業 第6回ワーキンググループ】
- 期 日 平成24年3月3日（土）
- 場 所 東京 東京ステーションコンファレンス
- 出席者 橘康彦副会長（ワーキンググループ委員）
- 【平成23年度 医療ニーズが高い要介護者への訪問看護導入等に向けた課題に関する調査研究事業 第1回ワーキンググループ】
- 期 日 平成23年9月27日（火）
- 場 所 東京 羽田空港 ビッグバード ギャラクシーホール
- 出席者 大久保千絵会長
- 【平成23年度 医療ニーズが高い要介護者への訪問看護導入等に向けた課題に関する調査研究事業 第2回ワーキンググループ】
- 期 日 平成23年10月29日（土）
- 場 所 東京 情報オアシス会議室
- 出席者 大久保千絵会長
- 【平成23年度 医療ニーズが高い要介護者への訪問看護導入等に向けた課題に関する調査研究事業 第3回ワーキンググループ】
- 期 日 平成23年12月3日（土）
- 場 所 東京 ホテルマイステイズ御茶ノ水コンファレンスセンター
- 出席者 大久保千絵会長
- 【平成23年度 医療ニーズが高い要介護者への訪問看護導入等に向けた課題に関する調査研究事業 第4回ワーキンググループ】
- 期 日 平成23年12月17日（土）
- 場 所 東京 ホテルマイステイズ御茶ノ水コンファレンスセンター
- 出席者 大久保千絵会長
- 【平成23年度 医療ニーズが高い要介護者への訪問看護導入等に向けた課題に関する調査研究事業 第5回ワーキンググループ】
- 期 日 平成24年1月31日（火）
- 場 所 東京 羽田空港 ビッグバード ギャラクシーホール
- 出席者 大久保千絵会長
- 【平成23年度 医療ニーズが高い要介護者への訪問看護導入等に向けた課題に関する調査研究事業 第6回ワーキンググループ】
- 期 日 平成24年2月17日（金）
- 場 所 東京 情報オアシス会議室
- 出席者 大久保千絵会長

#### 4 中国ブロック連絡会への参加

##### 【第1回連絡会】

- 期 日 平成23年9月17日（土）
- 場 所 山口県教育会館 3階 第1会議室
- 出席者 大久保千絵会長  
橘康彦副会長  
二井隆一実行委員長

##### 【第2回連絡会】

- 期 日 平成24年1月20日（金）

場 所 GEN  
 出席者 大久保千絵会長  
 橘康彦副会長  
 松谷法史副会長  
 佐々木啓太理事  
 繁澤廣美理事  
 岩神亜紀理事  
 二井隆一実行委員長

5 他団体主催の各種研修会等にて、共催及び後援をした。

- |  |    |
|--|----|
| ① 介護支援専門員実務研修受講試験事前講習会の開催<br>山口県社会福祉協議会 主催 :       | 共催 |
| ② 平成23年度山口県介護保険研究大会<br>山口県介護保険関係団体 主催 :            | 共催 |
| ③ 技術で応える・住宅リフォーム相談会<br>山口県住宅建設協会 主催 :              | 後援 |
| ④ 山口県リハビリテーション講習会<br>山口県リハビリテーション講習会実行委員会 主催 :     | 後援 |
| ⑤ 平成23年度「介護の日」記念イベント<br>山口県介護福祉士会 主催 :             | 後援 |
| ⑥ 山口県支部発足記念 特別講演<br>公益社団法人認知症の人と家族の会 山口県支部 主催 :    | 後援 |
| ⑦ 日本ケアマネジメント学会 第11回研究大会<br>一般社団法人日本ケアマネジメント学会 主催 : | 後援 |
| ⑧ 地域生活支援セミナー<br>山口県社会福祉協議会 主催 :                    | 後援 |
| ⑨ 山口県デイサービスセンター協議会 特別講演会<br>山口県でデイサービスセンター協議会 主催 : | 後援 |
| ⑩ 地域生活支援セミナー<br>社会福祉法人 山口県社会福祉協議会                  | 後援 |

## VI 会の運営

### 1 総会の開催

期 日 平成23年5月21日(土)  
 場 所 山口県社会福祉会館 大ホール  
 出席者 53名(うち委任状出席12名)  
 報告事項 平成22年度補正予算について  
 会則(細則)変更について  
 役員交代について  
 上程議案 第1号議案 平成22年度 事業報告について  
 第2号議案 平成22年度 収支決算について  
 第3号議案 平成23年度 事業計画(案)について  
 第4号議案 平成23年度 収支予算(案)について  
 第5号議案 役員改選について

### 2 理事会の開催

【第1回】

期 日 平成23年4月16日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク 研修室103号  
出 席 者 31名  
内 容 平成22年度事業報告について  
平成22年度収支決算について  
第8回山口県ケアマネジメント研究大会について

【第2回】

期 日 平成23年11月19日(土)  
場 所 山口県労働者福祉文化中央会館 第1会議室  
出 席 者 30名  
内 容 役員退任について  
第7回山口県ケアマネジメント研究大会について  
広報誌について  
今年度の研修事業について

【第3回】

期 日 平成24年3月10日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク 102号室  
出 席 者 25名  
内 容 平成23年度予算執行状況について  
平成23年度補正予算(案)について  
平成24年度収支予算(案)について  
第9回山口県ケアマネジメント研究大会について

### 3 常任理事会の開催

【第1回】

期 日 平成23年4月7日(木)  
場 所 山口県社会福祉会館 2階 第4会議室  
出 席 者 8名  
内 容 各部の活動状況について  
平成22年度事業報告について  
平成22年度収支決算について  
平成23年度収支予算(案)について  
第8回山口県ケアマネジメント研究大会について

【第2回】

期 日 平成23年7月12日(火)  
場 所 山口県社会福祉協議会 3階 ボランティア活動器材室  
出 席 者 7名  
内 容 各部の活動状況について  
日本介護支援専門員協会第3回社員総会について  
第8回山口県ケアマネジメント研究大会について

【第3回】

期 日 平成23年10月14日(金)  
場 所 山口県社会福祉協議会 3階 ボランティア活動器材室  
出 席 者 6名  
内 容 各部の活動状況について  
第8回山口県ケアマネジメント研究大会について

【第4回】

期 日 平成23年12月8日(木)

場 所 山口県社会福祉協議会 3階 ボランティア活動器材室  
出 席 者 8名  
内 容 各部の活動状況について  
山口県介護保険研究大会について  
第8回山口県ケアマネジメント研究大会について  
山口県協会会費の改定について

【第5回】

期 日 平成24年1月9日（月）  
場 所 山口県セミナーパーク 研修室207号  
出 席 者 9名  
内 容 第8回山口県ケアマネジメント研究大会について  
次期役員について  
中国ブロック会議について

【第6回】

期 日 平成24年2月21日（火）  
場 所 山口県社会福祉会館 2階 第2会議室  
出 席 者 8名  
内 容 第8回山口県ケアマネジメント研究大会について  
災害対策机上訓練について  
各部の活動状況について  
次期役員の選出について  
平成23年度予算執行状況について  
平成24年度事業計画（案）について  
平成24年度収支予算（案）について

【第7回】

期 日 平成24年3月8日（木）  
場 所 山口県社会福祉協議会 福祉人材・研修部  
出 席 者 9名  
内 容 平成23年度予算執行状況について  
平成23年度補正予算（案）について  
平成24年度事業計画（案）について  
平成24年度収支予算（案）について  
第9回山口県ケアマネジメント研究大会について

4 部会の開催

(1) 広報事業部の開催

【第1回】

期 日 平成23年5月21日（土）  
場 所 山口県社会福祉協議会 福祉人材・研修部  
出 席 者 4名  
内 容 広報誌について  
ホームページについて

【第2回】

期 日 平成23年12月10日（金）  
場 所 サテライト望海苑  
出 席 者 4名  
内 容 広報誌（第2号）の内容について  
ホームページについて

キャストGXの「お知らせ」機能におけるメールアドレスの未登録者への対応について

(2) 調査研究部会の開催

【第1回】

期 日 平成23年4月30日(土)  
場 所 山口県立大学 横山教授研究室  
出 席 者 6名  
内 容 平成23年度山口県介護保険研究大会に係るアンケートの作成について

【第2回】

期 日 平成23年8月10日(水)  
場 所 山口県社会福祉協議会 ボランティア活動器材室  
出 席 者 4名  
内 容 平成23年度山口県介護保険研究大会に係るアンケートの依頼について

(3) 生涯研修部会の開催

【第1回】

期 日 平成23年8月7日(日)  
場 所 松寿苑  
出 席 者 7名  
内 容 介護支援専門員実務従事者基礎研修の協力員について  
10月、11月の研修内容について  
実務事務研修のアンケート結果について  
次年度の研修内容の検討について

5 各地域代表者会議の開催

期 日 平成23年11月5日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク 2階 研修室202  
出 席 者 18名  
議 案 第8回ケアマネジメント研究大会の開催について  
県協会会費の値上げについて  
都道府県支部長会議の復命について

平成23年度 山口県介護支援専門員協会  
収支計算書

1 収入総額 19,689,300 円  
 1 支出総額 19,112,897 円  
 1 収支差引残高 576,403 円 (次年度へ繰越)

自 平成23年4月 1日  
 至 平成24年3月31日

収入の部

(単位：円)

| 科 目       |         | 本年度予算額     | 本年度決算額     | 差引増減     | 摘 要  |
|-----------|---------|------------|------------|----------|--|
| 款・項       | 目       |            |            |          |  |
| 1         | 会費収入    | 9,466,000  | 9,505,000  | 39,000   |  |
|           | 1 会費収入  | 9,466,000  | 9,505,000  | 39,000   | 県年会費：1,332人×2,000円=2,664,000円<br>国入会金：181人×1,000円=181,000円<br>国年会費：1,332人×5,000円=6,660,000円  |
| 2         | 受託金収入   | 1,645,000  | 1,645,000  | 0        |  |
|           | 1 受託金収入 | 1,645,000  | 1,645,000  | 0        | 介護支援専門員実務従事者基礎研修に係わる業務=県委託事業=：1,645,000円   |
| 3         | 助成金収入   | 718,000    | 702,500    | △ 15,500 |  |
|           | 1 助成金収入 | 718,000    | 702,500    | △ 15,500 | 会員管理に関する手数料（平成22年度分）<br>1,377人×200円=275,400（全会員分）<br>173人×200円=34,600（新規入会者分）<br>中国ブロック会議費（第1,2回）192,500円<br>下関コンベンション協会 100,000円<br>日本介護支援専門員協会 100,000円  |
| 4         | 寄付金収入   | 1          | 0          | △ 1      |  |
|           | 1 寄付金収入 | 1          | 0          | △ 1      |  |
| 5         | 事業収入    | 5,869,000  | 5,863,500  | △ 5,500  |  |
|           | 1 事業収入  | 5,869,000  | 5,863,500  | △ 5,500  | 第8回ケアマネジメント研究大会1,699,000円+広告料82,500円<br>介護支援専門員実務従事者基礎研修790,000円<br>実務従事者事務研修749,000円<br>スーパービジョン研修会460,000円<br>精神疾患の基礎知識と支援523,000円<br>CM模擬試験536,000円<br>対人援助技術研修210,000円<br>施設従事者向け研修228,000円<br>メンタルヘルス研修会159,000円<br>居宅管理者研修277,000円<br>協会だより広告料60,000円+広告料90,000円 |
| 6         | 雑収入     | 87,000     | 129,992    | 42,992   |  |
|           | 1 雑収入   | 87,000     | 129,992    | 42,992   | 預金利息、図書斡旋手数料、広告発送手数料等  |
| 当期収入合計（A） |         | 17,786,000 | 17,845,992 | 59,992   |  |
| 前期繰越収入差額  |         | 1,844,000  | 1,843,308  | △ 692    |  |
| 収入合計（B）   |         | 19,630,000 | 19,689,300 | 59,300   |  |



支出の部

(単位：円)

| 科 目           |         | 本年度予算額      | 本年度決算額      | 差引増減      | 摘 要  |
|---------------|---------|-------------|-------------|-----------|--|
| 款・項           | 目       |             |             |           |  |
| 1             | 運営費     | 1,250,000   | 1,122,640   | △ 127,360 |  |
|               | 1 会議費   | 732,000     | 640,359     | △ 91,641  | 常任理事会 114,708<br>理事会 185,232<br>部会運営 64,620<br>(総務組織・広報事業・調査研究・<br>生涯研修・公益事業)<br>監査 8,678<br>代議員総会 54,207<br>各地域代表者会議 41,016<br>中国ブロック会議 171,898   |
|               | 2 旅費    | 258,000     | 212,078     | △ 45,922  | 役職員旅費 212,078  |
|               | 3 事務費   | 260,000     | 270,203     | 10,203    | 役員費、需用費 270,203  |
| 2             | 事業費     | 8,085,000   | 8,124,257   | 39,257    |  |
|               | 1 調査広報費 | 667,000     | 657,035     | △ 9,965   | ホームページ管理 465,150<br>介護支援専門員協会だより 174,285<br>調査研究 17,600  |
|               | 2 研修費   | 7,008,000   | 7,057,222   | 49,222    | 第8回ケアマネジメント研究大会 2,344,970<br>介護支援専門員実務従事者基礎研修 2,435,000<br>(新)実務従事者事務研修 338,828<br>スーパービジョン研修会 445,026<br>(新)精神疾患の基礎知識と支援 358,855<br>(新)CM模擬試験 373,069<br>(新)対人援助技術研修 429,107<br>(新)施設従事者向け研修 51,867<br>メンタルヘルス研修会 93,860<br>(新)居宅管理者研修 156,640<br>介護支援専門員試験事前講習会 30,000 |
|               | 3 福祉増進費 | 100,000     | 100,000     | 0         | 100,000  |
|               | 4 活動助成費 | 310,000     | 310,000     | 0         | 各地域協議会活動助成費 310,000  |
| 3             | 負担金     | 9,837,000   | 9,866,000   | 29,000    |  |
|               | 1 負担金   | 9,837,000   | 9,866,000   | 29,000    | 事務委託金 2,880,000<br>共益費 100,000<br>日本介護支援専門員協会入会金 181,000<br>日本介護支援専門員協会年会費 6,660,000<br>山口県社会福祉協議会会費 15,000<br>山口県介護保険関係団体連絡協議会会費 30,000   |
| 4             | 予備費     | 458,000     | 0           | △ 458,000 |  |
|               | 1 予備費   | 458,000     | 0           | △ 458,000 | 0  |
| 当期支出合計 (C)    |         | 19,630,000  | 19,112,897  | △ 517,103 |  |
| 当期支出差額(A)-(C) |         | △ 1,844,000 | △ 1,266,905 | 577,095   |  |
| 支出合計(B)-(C)   |         | 0           | 576,403     | 576,403   |  |

# 山口県介護支援専門員協会

## 貸借対照表

平成24年3月31日現在  
(単位：円)

| 資産の部                                 |           | 負債・資本の部                    |           |
|--------------------------------------|-----------|----------------------------|-----------|
| 普通預金                                 | 280,798   | (負債)                       |           |
| 未収金                                  |           | 未払金                        |           |
| 山口県長寿社会課：<br>介護支援専門員実務従<br>事者基礎研修委託金 | 1,645,000 | 山口県社会福祉協議会：<br>平成23年度団体人件費 | 374,400   |
|                                      |           | 山口県社会福祉協議会：<br>平成23年度事務費   | 974,995   |
|                                      |           | (純財産)                      |           |
|                                      |           | 繰越金                        | 576,403   |
| 計                                    | 1,925,798 | 計                          | 1,925,798 |

## 財産目録

平成24年3月31日現在  
(単位：円)

| 資産の部                       |           | 負債・資本の部 |           |
|----------------------------|-----------|---------|-----------|
| 普通預金                       | 280,798   | 未払金     | 1,349,395 |
| 山口銀行<br>県庁内支店<br>No6147934 |           |         |           |
| 未収金                        | 1,645,000 |         |           |
| 資産合計                       | 1,925,798 | 負債合計    | 1,349,395 |
| 差引正味財産                     |           |         | 576,403   |

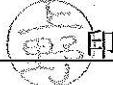


# 監査報告書

平成24年4月11日

山口県介護支援専門員協会  
会長 大久保千絵 様

監事 松井康博 

監事 上野和禎 

私たち監事は、山口県介護支援専門員協会の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度の業務執行状況及び財産の状況について、監査いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、本会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 収支計算書は、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 財産目録は、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。

# 平成24年度 山口県介護支援専門員協会

## 事業計画（案）

### 【事業方針】

今年度は、医療保険と介護保険の同時改正が行われました。この改正の中で、地域包括ケアシステムの実現が明記されています。医療、生活支援、介護・介護予防等様々なニーズをコーディネートしていくためにも、介護支援専門員の役割は重要です。また、地域や家庭の形態や機能は大きく変化しており、インフォーマルな支援機能は低下していると言わざるを得ません。そういった中で、「人と人をつなげる」ということを実践していくためにも、プランニング力、アセスメント力、モニタリング力、社会資源を引き出す力が今、介護支援専門員には必要になってきているのではないのでしょうか。

しかし、一方で、介護支援専門員の必要性も疑問視されているのも事実です。ここで今、私達介護支援専門員は、この仕事の存在意義を明確にしていくためにも、ケアマネジメントの質を向上し、「あなたがいてよかった」と思ってもらえる介護支援専門員を目指していかなければなりません。

また、今回、制度改正の議論の中で、居宅介護支援の報酬については、日本介護支援専門員協会の国の審議会への働きかけもあり、現状は維持されています。私達介護支援専門員の存在意義を明確にするためにも、地域協会、県協会、日本協会の三層構造を堅持していく必要があります。

そこで、山口県介護支援専門員協会では、介護支援専門員の資質、力量の向上の支援を行います。また、情報提供や情報共有を密にし、必要な情報をリアルタイムに提供いたします。

地域の介護支援専門員協（議）会は、介護支援専門員協会が一番ベースとなる組織となります。地域協会があってこそその県協会ですので、地域から県へ要望があったことに対して柔軟に対応いたします。そして、組織力を高めていくためにも、地域協会との連携を高めながら、一人でも多くの仲間を増やし、皆様が業務をする中での様々な意見をとりまとめ、日本協会や国への提言をして参ります。

介護支援専門員の一人ひとりが「この会に入って良かった」と思っただけのよう、本来求められる会のあり方、事務局体制等について、皆様のご意見を踏まえながら、検討して参ります。

### 【重点目標】

- 1 職能団体としての、組織力強化（会員数の増加）
- 2 生涯研修の策定・実施
- 3 介護支援専門員に必要な情報の発信
- 4 他職種との協働体制の強化
- 5 会の状況にあった事務局機能の検討

## 【事業計画】

### I 組織力強化に関する事業

- 1 本会と県内各地域協（議）会の相互協力・情報交換のできる体制の整備
- 2 会員数増員に対する、地域協会との情報交換・相互協力体制の強化
- 3 日本介護支援専門員協会との連携体制の維持・強化
- 4 関係機関・関係団体との連携体制の維持・強化
- 5 事務局機能の検証及び会の状況にあった事務局体制の検討

### II 広報啓発・調査研究に関する事業

- 1 ホームページの効果的な活用方法の検討及び運用
- 2 広報誌、メーリングリストによる情報発信
- 3 山口県介護保険研究大会等での研究発表
- 4 ケアマネジャーの課題等に対する調査と検証

### III 研修・介護支援専門員のサポート体制確立に関する事業

- 1 第9回山口県ケアマネジメント研究大会の開催
- 2 介護支援専門員実務従事者基礎研修の実施（県受託事業）
- 3 介護支援専門員を対象にした研修の実施及び内容の検討
- 4 施設系介護支援専門員のための研修の実施
- 5 防災に対する意識を高めるための活動及び研修の実施

### IV 福祉増進に関する事業

- 1 日本介護支援専門員協会諸会議への参加
- 2 山口県介護保険関係団体連絡協議会等、関係団体との連携
- 3 会員相互が交流でき、「楽しい」と思える活動の推進
- 4 単年度で区切ることの出来ない事業の年度を越えた計画策定の実施

### V 役員会の運営・開催

- 1 代議員総会 年1回
- 2 理事会 年3回（必要に応じて、随時開催）
- 3 常任理事会 年5回
- 4 監査 年1回
- 5 部会 各部会年3回程度

## VI 事業計画を遂行するための、各部の活動内容

### 総務組織部

- (1) ケアマネジメント研究大会に係る実行委員会の設置、運営
- (2) 関係団体、関係機関との連携促進
- (3) 理事会、常任理事会の議事進行、代議員総会の準備、運営
- (4) 県内地域協会（協議会）との連携体制の維持、強化
- (5) 法人化に向けた情報収集、検討
- (6) 事務局機能の妥当性の検証及び、事務局の公募
- (7) 会員が相互に情報交換でき、「楽しみ」を感じられるような活動の推進

### 広報事業部

- (1) 山口県介護支援専門員会員専用グループウェア（キャストGX）の効果の検証及び効果的な情報提供媒体の検討
  - ・ 固定費削減の観点から、キャストGXの効果について検証する
  - ・ 固定費がかからないものを検討したとしても、今多く使われている機能が維持できるようなシステムの検討を行う
- (2) 山口県介護支援専門員協会ホームページの効果的運用  
前年度、公開したメインページを効果的に運用していくために、非会員が入会したいと思えるコンテンツの提供や、広く皆様へ協会の活動の周知を行っていく  
また、求人サイトの作成の検討や、広告募集を行っていく
- (3) 協会だよりの発行による広報活動の実施
  - ・ 介護保険や介護支援専門員が役に立つ情報の発信
  - ・ 研修情報の発信
  - ・ 活動報告の発信
  - ・ 楽しみのある情報の発信
  - ・ 前年度先駆的に取り組んだ広告掲載を引き続き実施していく
- (4) 施設の介護支援専門員に向けた情報の発信及び意見交換の場の提供
  - ・ 協会だより内に、施設の介護支援専門員にとって有益な情報を提供する
- (5) 日本協会の活動、研修情報の周知
- (6) 広く、当協会の活動を知ってもらうための、メディアへの出演等の検討

### 調査研究部

- (1) 現任の介護支援専門員や、他職種で勤務している介護支援専門員、現在勤務しておられない介護支援専門員が、職能団体である介護支援専門員協会に対して何を求めているかについて調査し、求められていることに対して、今後の活動実績に反映できるような報告書を作成する
- (2) 調査したデータをもとに、介護支援専門員のあり方についての検証を行い、研究につなげていく
- (3) 今年度の検証結果をもとに、翌年度の調査事業に向けた、研究内容の検討を行う

## 生涯研修部

- (1) 現任研修等支援会議への参加
  - (2) 介護支援専門員実務従事者基礎研修（県受託事業）の企画、運営
  - (3) 法改正後の適正運用にかかる研修の開催
  - (4) 居宅・施設・居住系施設介護支援専門員スキルアップ研修の開催
    - ・実務従事者事務研修
    - ・精神疾患の基礎知識と支援
    - ・対人援助職者の持つべき基礎知識（事例検討会に参加する前に）
    - ・公開事例検討会
    - ・ターミナル期の支援
  - (5) フォローアップ研修の開催
    - ・スーパーバイザー養成研修（初級編）
    - ・スーパーバイザー養成研修（実践編）
  - (6) 介護支援専門員実務研修受講試験に係る模擬試験の開催
  - (7) 関係職能団体機関との合同研修会の開催について検討
- ※生涯研修部活動については、研修事業という特性も考慮し、次年度とのつながりも考え、今年度中に次年度計画を策定していくものとする

## 公益事業部

- (1) 本会会員が社会資源情報を活用できるためのデータベースの作成および、検索機能の整備、利用促進 ※広報事業部と連携しての運用
- (2) 会員が日々悩んでいることや、国に提言したいこと等の意見集約及びそれを国へ意見提言していくための体制の整備
- (3) 防災に対しての、当協会の方向性を取りまとめ、その上で、地域協会に対して当協会が支援できる体制の整備を行う。また、それが伝達できる研修会の実施



平成24年度 収支予算（案）  
山口県介護支援専門員協会

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

収入の部

(単位：千円)

| 科 目  |          | H24年度<br>予算額 | H23年度<br>予算額 | 比較増△減   | 摘 要   |
|------|----------|--------------|--------------|---------|---|
| 款・項  | 目        |              |              |         |   |
| 1    | 会費収入     | 10,000       | 9,466        | 534     |   |
|      | 1 会費収入   | 10,000       | 9,466        | 534     | 会員@2,000×1,400人 日本協会会費@5,000×1,400人<br>日本協会入会金@1,000×200人 |
| 2    | 受託金収入    | 1,645        | 1,645        | 0       |   |
|      | 1 受託金収入  | 1,645        | 1,645        | 0       | 実務従事者基礎研修に係る業務<br>1,645,000円（山口県より）                       |
| 3    | 助成金収入    | 303          | 718          | △ 415   |   |
|      | 1 助成金収入  | 303          | 718          | △ 415   | 平成23年度会員名簿取扱に係る業務   |
| 4    | 寄付金収入    | 1            | 1            | 0       |   |
|      | 1 寄付金収入  | 1            | 1            | 0       |   |
| 5    | 事業収入     | 9,688        | 5,869        | 3,819   |   |
|      | 1 事業収入   | 9,688        | 5,869        | 3,819   | 各種研修参加費、広告掲載料   |
| 6    | 雑収入      | 1            | 87           | △ 86    |   |
|      | 1 雑収入    | 1            | 87           | △ 86    | 預金利息等   |
|      | 当期収入合計   | 21,638       | 17,786       | 3,852   |   |
|      | 前年度繰越金収入 | 576          | 1,844        | △ 1,268 | 前年度繰越金  |
| 収入合計 |          | 22,214       | 19,630       | 2,584   |   |

支出の部

(単位：千円)

| 科 目  |         | H24年度<br>予算額 | H23年度<br>予算額 | 比較増△減 | 摘 要   |
|------|---------|--------------|--------------|-------|---|
| 款・項  | 目       |              |              |       |   |
| 1    | 運営費     | 2,070        | 1,250        | 820   |   |
|      | 1 会議費   | 1,120        | 732          | 388   | 常任理事会 141<br>理事会 414<br>部会運営費 261<br>(総務組織・広報事業・調査研究<br>・生涯研修・公益事業)<br>監査 16<br>代議員総会 168<br>各地域代表者会議 120   |
|      | 2 旅費    | 270          | 258          | 12    | 役職員旅費 270   |
|      | 3 事務費   | 680          | 260          | 420   | 役務費、需用費 680   |
| 2    | 事業費     | 9,914        | 8,085        | 1,829 |   |
|      | 1 調査広報費 | 811          | 667          | 144   | ホームページ管理 295<br>介護支援専門員協会だより 416<br>調査研究 100  |
|      | 2 研修費   | 8,680        | 7,008        | 1,672 | 第9回ケアマネジメント研究大会 1,323<br>介護支援専門員実務従事者基礎研修 3,645<br>実務従事者事務研修 602<br>スーパービジョン(実践編) 192<br>精神疾患の基礎知識と支援 622<br>CM模擬試験 696<br>(新) 公開事例検討会 179<br>(新) 対人援助基礎知識(SVの基礎) 448<br>スーパービジョン(初級編) 476<br>(新) 法改正について 176<br>(新) ターミナルケア研修 290<br>介護支援専門員試験事前講習会 30 |
|      | 3 福祉増進費 | 120          | 100          | 20    | 120   |
|      | 4 活動助成費 | 303          | 310          | △ 7   | 303   |
| 3    | 負担金     | 10,225       | 9,837        | 388   |   |
|      | 1 負担金   | 10,225       | 9,837        | 388   | 事務委託金 2,880<br>共益費 100<br>日本介護支援専門員協会入会金 200<br>日本介護支援専門員協会年会費 7,000<br>山口県介護保険関係団体<br>連絡協議会会費 30<br>山口県社会福祉協議会会費 15  |
| 4    | 予備費     | 5            | 458          | △ 453 |   |
|      | 1 予備費   | 5            | 458          | △ 453 | 5   |
| 支出合計 |         | 22,214       | 19,630       | 2,584 |   |

山口県介護支援専門員協会 会則改正 対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第2条 <u>本会の事務局を、本会が定める団体に置く。また、委託する団体については細則でこれを定める。</u></p> <p>第3条～第43条 (略)</p> <p>附則</p> <p>8 <u>この会則は、平成24年5月26日から施行する。</u></p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会の連絡先を山口県社会福祉会館内に置く。<br/>2 本会の事務局を山口県社会福祉協議会に委託する。</p> <p>第3条～第43条 (略)</p> <p>附則</p> <p>7 この会則は、平成19年5月27日から施行する。</p> |

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、山口県介護支援専門員協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の連絡先を山口県社会福祉会館内に置く。

2 本会の事務局を山口県社会福祉協議会に委託する。

(目的)

第3条 本会は、介護支援専門員の倫理の確立、専門的技能の研鑽、交流の促進を図り、もって介護支援専門員の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 介護支援専門員の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 介護支援専門員に関する調査研究及び普及啓発に関すること。
- (5) 介護サービス提供事業者、介護保険関係専門職団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (6) 日本介護支援専門員協会の支部としての活動に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要なこと。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、厚生省令で定める介護支援専門員実務研修を修了した者であって、山口県に勤務先又は住所を有する者を正会員とする。

2 本会の会員は、県内の各地域協議会の会員であることを原則とする。

3 会員は、同時に日本介護支援専門員協会の会員とする。

(入会)

第6条 前条に掲げる者が本会に入会しようとするときは、各地域協議会事務局に入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、細則に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、次の各号に該当するときは会員の資格を失う。

- (1) 本人が退会を申し出たとき
- (2) 本人が死亡したとき及び介護支援専門員の資格を失ったとき
- (3) 会費を正当な理由なく年度末までに納めなかった場合
- (4) 会則の定められるところによって除名されたとき

2 前項第1号の規定により退会する場合は、その旨を各地域協議会事務局に届け出なければならない。

(除名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び介護保険法に反する重大な行為があった会員に対しては、理事会の議決により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 35名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 会長、副会長、部長を常任理事とする。

(役員選出)

第11条 理事及び監事の選出方法については、別に定め、総会において決定する。

2 会長および副会長は、理事の中から理事会において互選する。

3 役員に欠員が生じた場合、必要に応じて理事会で後任の役員を決定し、総会において報告する。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、日本介護支援専門員協会の支部長としての業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。

3 事務局長は、委託先の事務局、地域協議会および日本介護支援専門員協会の事務局との連携を図る。

4 部長は、事業計画が遂行されるように専門部会を総括する。

5 理事は、本会の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる業務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する。

(2) 財産及び会計の状況を監査する。

(3) 前2号の監査の結果、不正の疑いがあることを発見したときは、これを総会、理事会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を請求することが出来る。

(5) 理事の業務執行の状況または、この会の財産状況について理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求することが出来る。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 任期の途中で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前各項の規定にかかわらず、役員は理事会で認めた事情のない限りは、次期役員が選任されるまでの間、その職務にとどまらなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号に該当する場合は、任期の途中であっても、理事会の議決に基づき解任することができる。但し、その場合は、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。さらに、決定した場合には、総会において報告する。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(3) 本人の申し出によるとき

(事務局長)

第15条 この会に事務局長をおくことが出来る。

2 事務局長は、会長の推薦により理事会において決定する。

## 第4章 総 会

(種別)

第16条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員は、細則の定めるところにより、地域協議会ごとに選任する。

3 理事は、代議員を兼ねることはできない。

(機能)

第18条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決する。

(1) 会則変更に関する事項

(2) 事業計画及び活動報告の承認に関する事項

(3) 予算及び決算の承認に関する事項

(4) その他本会の運営に関する重要な事項

(招集及び開催)

第19条 会長は、毎年1回通常総会を招集しなければならない。

2 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき

(2) 正会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(3) 第12条第6項4号の規定により、招集の請求があったとき

(総会の成立)

第20条 総会は代議員の4分の3以上の出席をもって成立する。

2 総会に出席できない代議員は、他の代議員にその権限を委任し、議決に加わることができる。

3 前項による権限の行使をした代議員はこれを出席したものとみなす。

(議長)

第21条 総会の議長は、総会に参加した代議員の中から選出する。

(議決要件)

第22条 総会の議事は、出席代議員の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員及び代議員の現在数及び出席者数

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

## 第5章 常任理事会

(構成)

第24条 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

(機能)

第25条 常任理事会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決する。

(1) 理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第26条 常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第27条 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長は、常任理事会を開催するには、会議の目的たる事項を示して開催日7日前までに各常任理事に対してその旨を通知しなければならない。

(議長)

第28条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 常任理事会で協議した事項は、理事会に報告する。

(定足数)

第29条 常任理事会は、常任理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第30条 常任理事会の議事は、出席常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 第9条の規定により除名に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会を開催するには、会議の目的たる事項を示して開催日20日前までに各理事に対してその旨を通知しなければならない。

(議長及び議事録)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 理事会の議事録については、第23条の規定を準用する。

(理事会の成立)

第36条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催できない。

2 理事会に出席できない理事は、他の理事にその権限を委任し、議決に加わることができる。

3 前項による権限の行使をした理事はこれを出席したものとみなす。

(議決)

第37条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

## 第7章 専門部会

(専門部会)

第38条 本会は、細則に定める専門部会を置く。

2 各部会は、部長及び理事をもって構成する。

3 部長は、専門部会で協議した事項を理事会に報告する。

## 第8章 顧問

(顧問)

第39条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、本会に特別の功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により会長が委託する。

3 顧問は、本会の業務について理事会へ意見を述べることができる。

## 第9章 会計

(会計)

第40条 本会の経費は、次の各号に掲げる収入をもってまかなう。

(1) 会費

(2) その他の収入

(予算及び決算)

第41条 本会の収支は、すべて予算の定めるところによる。

2 本会の収支決算は、会計年度終了後、監事の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 雑則

(細則)

第43条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て会長がこれを定める。

## 附 則

1 この会則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この会則は、平成14年7月21日から施行する。

3 この会則は、平成15年6月15日から施行する。

4 この会則は、平成16年5月23日から施行する。

5 この会則は、平成17年5月15日から施行する。

6 この会則は、平成18年5月14日から施行する。

7 この会則は、平成19年5月27日から施行する。



# 山口県介護支援専門員協会細則

## 第1編 総則

(細則の目的)

第1条 山口県介護支援専門員協会細則(以下「細則」という。)は、会則第43条により本会の運営に必要な事項を定める。

## 第2編 通則

### 第1章 会費

(会費の額)

第2条 会則第7条における本会の会費を次に掲げる額とする。

- |                  |     |        |            |
|------------------|-----|--------|------------|
| (1) 山口県介護支援専門員協会 | 年会費 | 2,000円 |            |
| (2) 日本介護支援専門員協会  | 入会金 | 1,000円 | 年会費 5,000円 |

(納付会費)

第3条 一旦納付した会費は事由の如何を問わず、返還しない。

### 第2章 理事

(選出)

第4条 会則第11条に基づく理事の選出基準を以下の2通りとする。

- (1) 地域協議会からの選出：地域協議会の会員概ね70名に対して1名の推薦とする。  
(役員改選の年の2月20日現在の会員数とする。)
- (2) 会長の推薦：理事35名の枠内に応じて、会長が推薦できるものとする。

### 第3章 監事

(選出)

第5条 監事は、理事会の推薦により会員より選出する。

### 第4章 代議員

(任務)

第6条 日本介護支援専門員協会の代議員は、日本介護支援専門員協会の総会に出席し、議決権を行う。

2 山口県介護支援専門員協会の代議員は、山口県介護支援専門員協会の通常総会に出席し、議決権を行う。

(定員)

第7条 日本介護支援専門員協会代議員は、日本介護支援専門員協会の社員(代議員)選出細則に定めるものとする。

2 山口県介護支援専門員協会代議員は、毎年2月20日現在の会員数を基に20人に1人の割合とする。

(選出)

第8条 日本介護支援専門員協会代議員は、日本介護支援専門員協会の選挙管理規定に基づいて選出する。

2 日本介護支援専門員協会の提示する代議員定数に応じ、山口県介護支援専門員協会理事会において、理事を代議員立候補者として推薦する。ただしこれは、会員の立候補を妨げるものではない。

3 山口県介護支援専門員協会代議員の選出は、地域協議会会長が推薦し、毎年本会通常総会において選出する。

(名簿)

第9条 地域協議会において山口県介護支援専門員協会の代議員の名簿を作成し、会長に提出しなければならない。

### 第5章 専門部会

(専門部会)

第10条 会則第38条による専門部会を以下のとおりとする。

- (1) 総務組織部会
- (2) 調査研究部会
- (3) 広報事業部会
- (4) 生涯研修部会
- (5) 公益事業部会

## 第6章 旅費の支給

第11条 本会の旅費については以下のとおりとする。

|      |  |
|------|--|
| 交通費  | 1キロメートルにつき20円の車賃を支給する。<br>ただし、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとし、<br>また、同乗の場合は同乗した者の旅費は支給しないこととする。 |
| 旅行雑費 | 県外 2,400円  |
|      | 県内 なし  |
| 宿泊費  | 県外 10,900円   |
|      | 県内 9,800円  |

## 山口県内介護支援専門員連絡協議会事務局一覧表

|    | 圏域 | 名称                 | 事務局               | 担当者            | 会長     | 〒        | 住所                   | 電話番号         | FAX番号        |
|----|----|--------------------|-------------------|----------------|--------|----------|----------------------|--------------|--------------|
| 1  | 岩国 | 岩国市介護支援専門員連絡協議会    | 特別養護老人ホーム美和苑      | 中佐 孔二          | 末廣 美子  | 740-1231 | 岩国市美和町生見2538         | 0827-96-1130 | 0827-96-0419 |
| 2  | 柳井 | 柳井広域介護支援専門員連絡協議会   | サンキ・ウエルビィ介護センター柳井 | 田村 明子          | 萬 悦子   | 742-0031 | 柳井市南町1-8-4 西村ビル1F    | 0820-24-1064 | 0820-24-1065 |
| 3  | 柳井 | 周防大島介護支援専門員連絡協議会   | やまびこ苑居宅介護支援事業所    | 河本 好英          | 河本 好英  | 742-2301 | 周防大島町大字久賀5375-1      | 0820-79-0123 | 0820-72-2882 |
| 4  | 周南 | 周南市介護支援専門員連絡協議会    | 徳山医師会居宅介護支援事業所    | 内藤 誠           | 古谷 俊昭  | 745-8510 | 周南市慶万町10-1           | 0834-27-4155 | 0834-32-9048 |
| 5  | 周南 | 下松市介護支援専門員協会       | 下松市長寿社会課地域包括支援係   | 伊本 由美子         | 廣石 順丈  | 744-8585 | 下松市大手町3-3-3          | 0833-45-1838 | 0833-41-1515 |
| 6  | 周南 | 光市介護支援専門員連絡協議会     | 光中央病院             | 吉富 寿男          | 鬼木 泰子  | 743-0063 | 光市島田2丁目22番16号        | 0833-72-0676 | 0833-72-0789 |
| 7  | 防府 | 防府介護支援専門員協会        | コミュニティケア防府        | 久野 隆一          | 中川 信司  | 747-0035 | 防府市栄町1-10-20エンゼルビル2F | 0835-26-0180 | 0835-38-6660 |
| 8  | 山口 | 山口市介護支援専門員協会       | 済生会やすらぎ居宅介護支援事業所  | 尾中 未来          | 小峯 千香  | 753-0061 | 山口市朝倉町4-55-6         | 083-924-6614 | 083-924-7045 |
| 9  | 宇部 | 宇部市介護支援専門員協議会      | 宇部あかり園在宅介護支援センター  | 天野 三津子         | 綿田 敏孝  | 755-0151 | 宇部市大字西岐波229-105      | 0836-51-4343 | 0836-51-6325 |
| 10 | 宇部 | 山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会 | 長寿園居宅介護支援事業所      | 西原 まゆみ         | 堀田 慎一郎 | 756-0804 | 山陽小野田市小野田1324-10     | 0836-84-7055 | 0836-84-4630 |
| 11 | 宇部 | 美祢市介護支援専門員協会       | 特別養護老人ホームみとう悠々苑   | 山本 英子          | 福田 俊彦  | 754-0211 | 美祢市美東町大田字刈屋5378番地-1  | 08396-2-1100 | 08396-2-1108 |
| 12 | 下関 | 下関市介護支援専門員連絡協議会    | 社会福祉法人 松美会 アイユウの苑 | 辻中 浩司          | 辻中 浩司  | 750-0092 | 下関市彦島迫町3-17-2        | 083-266-6501 | 083-266-7276 |
| 13 | 長門 | 長門地域介護支援専門員連絡協議会   | 長門総合病院リハビリテーション科  | 池永 泰典          | 池永 泰典  | 759-4194 | 長門市東深川85番地           | 0837-22-2408 | 0837-22-2220 |
| 14 | 萩  | 萩広域介護支援専門員連絡協議会    | 萩市指定居宅介護支援事業所かがやき | 中原智子<br>山野井真紀子 | 吉田 和敬  | 758-0061 | 萩市大字椿3460-2          | 0838-24-4717 | 0838-24-4112 |

## 介護支援専門員 倫理綱領

### 前 文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

### 条 文

#### (自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

#### (利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

#### (専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

#### (公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

#### (社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

(地域包括ケアの推進)

11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。



